

当する衆議院第  
リアに参加した。

ければならない。(岩)



# 国土交通省要請行動

国労本部は11月11日に衆議院第2議員会館の会議室にて、「エリア委員長・書記長会議ならびに第2回組織拡大対策会議」を開催し、①秋季年末闘争の取り組みについて、②組織強化・拡大の取り組みについて、③2023年春闘に向けて、④第193回拡大中央委員会について、⑤国土交通省要請について、⑥こくみん共済C O O Pへの契約移転について、⑦新型コロナウイルス対策についてなど、喫緊の課題についての意思統一を行った。

その後、中央執行部と各エリア本部及び全国貨物協議会代表21名で、国土交通省要請行動を取り組み、6項目の要請事項に対する意見交換を行った。

## 国労の6項目の要請に対する 国土交通省回答

### 【国労要請①】

長期化する新型コロナウイルス感染症再拡大の影響により、大手・中小を問わず、すべての公共交通事業者の経営が一段と厳しい状況となつて

いることから、サステイナブルな事業存続に向けた支援策の創設とための予算を確保していただくこと。

公共交通の維持・確保に向けて関係省庁と連携をはか



司会挨拶する岩元書記長

り、鉄道事業者とあわせてその子会社にも固定資産税・都市計画税の特例猶予および減免制度を延長・拡大するなど税制改正を含め対策を講じていただくこと。

新型コロナウイルス感染症が終息するまで引き続き雇用調整助成金の特例措置の継続や産業雇用安定助成金の適用範囲を拡大していただくこと。

### 【国土交通省回答①】

鉄道等の公共交通機関については、新型コロナウイルスの影響により需要の回復が遅れており、各社の経営に大きな影響が生じております。

このため、国としてもJRを含む鉄道事業者に対して、雇用調整助成金の支給、危機対応融資など事業継続に向けた資金繰り支援のほか、JR東日本、西日本、九州などについて、産業競争力強化法に

基づく事業適応計画の認定を行い、会社の構造改革投資等への支援を行っております。

さらに、全国旅行支援を開始したほか、鉄道事業者と観光事業者との連携により観光需要を喚起する取組に対する支援も実施しているところです。



挨拶する吉川はじめ衆議院議員

また、R5年度税制改正要望としてJR各社が適用対象となっている税制特例（新車特例、地球温暖化対策のための税の還付措置、バリアフリー特例等）の延長等を要望しているところです。

引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を注視しつつ、必要な支援に取り組んでまいります。

### 【国労要請②】

JR北海道、JR四国及びJR貨物に対する具体的な経営支援策の継続と持続可能な地域公共交通のネットワーク整備に向けた必要な支援と財

### 【国労要請③】

JR各社では、近年、台風や集中豪雨などの自然災害が多発し、多くの鉄道施設に甚大な被害が恒常的に発生していますが、インフラ基盤が脆弱な鉄道路線の早期復旧につながるよう改正鉄道軌道整備法による災害復旧事業費補助制度のさらなる補助率の引き上げなど公的助成の拡充を検討していただくこと。

### 【国土交通省回答②】

JR北海道、四国及び貨物については、それぞれの経営自立に向けて長期経営ビジョンを策定し、各種施策に取り組んでいるところです。

国土交通省としては、昨年3月に可決・成立した改正債務等処理法等に基づき、JR北海道には1302億円、JR四国には1025億円、JR貨物には138億円の支援を順次実施しているところで

あり、JR各社の経営自立化、長期経営ビジョンの具体化に向けた取組を着実に推進してまいります。

### 【国土交通省回答③】

また、被災線区に対する支援については、近年の少子高齢化や地方の人口減少などに加え、新型コロナウイルスの影響で鉄道事業者の経営が厳しくなっていることから、鉄

道事業者の努力だけでは、被災した鉄道の復旧のみならず、復旧後の維持コストの負担が困難となりつつあります。

このため、河川や道路などの事業と連携して復旧すること、鉄道事業者の負担を軽減するよう新たな取組を進めているところです。

### 【国土交通省回答④】

ローカル鉄道については、どうすれば真に地域の発展に貢献し、将来に亘って利便性を感じられる公共交通になるか、真剣に考えなければならぬ時期に来ています。

先般の提言においては、「これ以上の問題の先送りは許されない」、との厳しい認識が示され、ローカル鉄道を取り

巻く危機的状況を、民間事業者である鉄道事業者任せにすることなく、沿線自治体に加えて国も積極的・主体的に協議に加わりながら、持続可能性と利便性の高い地域公共交

### 【国土交通省回答⑤】

通の再構築に取り組むことが急務、とされたところであり、国土交通省としても大変重く受け止めております。

まずは、提言の中で示された、公共交通再構築の必要性が高く、広域的調整が必要な線区については、国が中心となって新たな協議の場を設置すること・鉄道を維持する場合、他の輸送モードへ転換する場合、のいずれの結論に至った場合においても、国として、従来とは異なる実効性ある支援を実施すること

と、いった国の役割をしっかりと果たしていくため、必要な制度改正や財政措置等の実現に向けて、関係省庁と協議を進め、一つでも多く、前向きな取り組みが進むよう、実効性ある枠組みを作ってまいります。

### 【国土交通省回答⑥】

国土交通省では、「鉄道運賃・料金制度のあり方に関する小委員会」を本年2月に設

置し、今後の鉄道運賃・料金制度のあり方や取り組むべき施策について議論していただき、本年7月に中間とりまとめをいただきました。

中間とりまとめでは、現行の総括原価方式に基づく上限認可制について、鉄道事業者による恣意的な運賃値上げを抑制し、利用者利益の保護の面で有効に機能してきたと評価した上で、今後の運賃・料金制度の検討に当たっては、利用者利益の保護を図りながら、より自由な運賃・料金設定を可能とし、もって利用者利便の向上を図るための制度設計について、議論を更に深めていく必要があるとされた



主催者挨拶する松川委員長

このため、国土交通省としては、首都直下地震や南海トラフ地震への対応を想定し、関東、中部、近畿、中国・四

国・九州地域において、有識者や自治体、物流事業者団体等で構成される「多様な輸送手段の活用による支援物資輸送に関する協議会」を開催しま

した。本協議会において、関係者による調整事項等の整理や情報伝達訓練等を行うことで、連携体制を構築したところであり、引き続き各地域での連携体制の維持強化を図ることとしております。

また、熊本地震における支援物資物流での教訓を踏まえ、ラストマイルを中心に課題や原因分析、対策の検討を行い、地方公共団体向けの「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」を平成30年度に策定・周知したところです。

さらに、令和元年度は、神奈川県小田原市及び広島県竹原市において当該ハンドブックに基づく訓練を実施したところであり、この結果及び得られた知見についても共有しております。

引き続き、これまでの調査検討の成果を活用しつつ、ラストマイルを含む円滑な支援物資物流体制の構築に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。





要請行動風景

また、JR貨物の輸送ネットワークの維持については、物流の確保の観点から重要と考えており、JR貨物においては、近年多発している大規模な自然災害を踏まえ、災害時の代替輸送を迅速に行うため災害リスクに備えるための取組み（BCP）を進めております。

国土交通省としても、大規模災害など不測の事態が起きた際、JR貨物の輸送ネットワークを維持するため、災害リスクに備えるための取組に対して、必要な助言等を行ってまいります。

### ●老朽化対策

鉄道施設の老朽化対策については、鉄道事業は、営利を目的とする鉄道事業者により営まれるものであるため、鉄道事業者が自らの資力により実施することを基本としています。

しかしながら、経営が厳しく、自らの資力のみでは老朽化対策を行うことが著しく困難な鉄道事業者に対しては、将来的な維持管理費を低減し、長寿命化に資する鉄道施設

設の補強・改良に対して支援しております。

引き続き、予算の確保等に努め、鉄道施設の適切な維持管理が図られるよう取り組んで参りたいと考えております。

### 【国労要請④】

JR各社に対して、検査体制の充実と必要な対策を講ずるよう指導と支援を行なっていた点とともに在来線も含めてATS装置や異常時列車停止装置、脱線防止設備など、事故防止関連設備や保安に資する設備の設置に関わる補助制度を充実および新設していただくこと。

ホームドア・可動式ホーム柵の整備にあたっては、鉄道駅の利用状況などを勘案しながら設置基準数について見直し、なお一層の設置促進を図るとともに地域公共交通バリア解消促進等事業の補助率を引き上げていただくこと。

鉄道における自動運転導入にあたっては具体的なルールづくりを行い、駅の無人化や列車のワンマン運転にあたっては障がい者をはじめ、駅利用者

えております。

事故防止関連設備や保安に資する設備の設置は、原則として鉄道事業者において対応するものと考えておりますが、国土交通省としては、他事業者における先行事例の情報提供などの技術的な支援について積極的に取り組んでまいります。

ホームドアの整備については、令和2年12月に「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が改正され、新たな整備目標が設定されたところで

す。この目標では、転落及び接触事故の発生状況、ホームをはじめとする鉄軌道駅の構造・利用実態、地域の実情等を勘案し、優先度が高いホームでの整備を加速化することを目指し、令和7年度までに鉄軌道駅全体で3000番線、うち1日当たりの平均利用者数が10万人以上の鉄軌道駅で800番線を整備することとしております。

ご要望の設置基準数の見直しにつきましては、令和8年度

### 【国労要請⑤】

2000年の鉄道事業法改正以降、路線の廃止手続きについては「事業者の届け出制」となっていますが、鉄道事業者単独での路線の維持・存続はきわめて厳しい状況にあるため、沿線自治体や住民の十分な理解を得ることを届け出の条件とするよう再検討いただくこと。

国鉄改革のスキームとして整備新幹線建設に伴い経営分離し、発足した第三セクター会社に対して特例業務勘定・利益剰余金の継続活用等による「貨物調整金」制度が適用

以降の次期目標の設定に向けて、関係者より幅広いご意見を頂きながら、省内関係部局と連携し、しつかり検討してまいりますと考えております。

また、国土交通省においては、昨年12月、新たに鉄道駅バリアフリー料金制度を創設し、ホームドアの整備などの鉄軌道駅のバリアフリー化の整備に充てられることとしました。

さらに、本年度より、地方



要請する武田書記長（東日本本部）

部における支援措置の重点化を図るため、市町村が作成するバリアフリー基本構想に位置付けられた鉄道駅におけるホームドアなどのバリアフリー設備の整備について、補助率を最大1/3から最大1/2に拡充しました。

国土交通省としては、都市部においては本料金制度を活用するとともに、地方部においては、引き続き鉄軌道のバリアフリー推進のための予算

確保に努めて、重点的に支援することにより、ホームドアの整備をはじめ、全国の鉄軌道のバリアフリー化を加速してまいります。

「鉄道における自動運転技術検討会のとりまとめ」において、従来の運転士が乗務する場合と同等以上の安全

性を確保することを基本とし、自動運転の技術的要件の基本的な考え方をとりまとめしております。

「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」に基づき、ワンマン運転の実施にあたっては、乗降時の旅客の安全及び異常時の旅客の避難誘導に支障を及ぼすことがないことなどの取扱いを定め、安全を確保するよう鉄道事業者を指導しています。

駅の無人化に際しては、障害者を含む全ての利用者に対し極力ご不便をお掛けすることのないよう、サービス水準を可能な限り維持する必要があると考えております。

このため、利用者が無人駅を安全、円滑に利用することができるよう、鉄道事業者に求められる具体的取組について本年7月にガイドラインを作成したところで

す。鉄道事業者においては、ガイドラインの内容を最大限尊重して対応していただきたいと考えております。

法上、一年前までの届出制となっております。

他方、完全民営化されたJR旅客会社については、JR会社法に基づく国土交通大臣の指針において、国鉄改革の経緯を踏まえ、新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項として、現に営業している路線の適切な維持すること、また、並行在来線事業者は厳しい経営環境に置かれていることに鑑み、国

の輸送需要の動向等と関係自治体等に対して十分に説明することが求められております。

このように、JR旅客各社が、地域と真摯に、かつ、丁

者に支払う線路使用料について、通常JR旅客会社に支払う額に上乗せして支払うものとしております。

「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」に基づき、ワンマン運転の実施にあたっては、乗降時の旅客の安全及び異常時の旅客の避難誘導に支障を及ぼすことがないことなどの取扱いを定め、安全を確保するよう鉄道事業者を指導しています。

このため、利用者が無人駅を安全、円滑に利用することができるよう、鉄道事業者に求められる具体的取組について本年7月にガイドラインを作成したところで

す。鉄道事業者においては、ガイドラインの内容を最大限尊重して対応していただきたいと考えております。

「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」に基づき、ワンマン運転の実施にあたっては、乗降時の旅客の安全及び異常時の旅客の避難誘導に支障を及ぼすことがないことなどの取扱いを定め、安全を確保するよう鉄道事業者を指導しています。

このため、利用者が無人駅を安全、円滑に利用することができるよう、鉄道事業者に求められる具体的取組について本年7月にガイドラインを作成したところで

す。鉄道事業者においては、ガイドラインの内容を最大限尊重して対応していただきたいと考えております。

「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」に基づき、ワンマン運転の実施にあたっては、乗降時の旅客の安全及び異常時の旅客の避難誘導に支障を及ぼすことがないことなどの取扱いを定め、安全を確保するよう鉄道事業者を指導しています。

このように、JR旅客各社が、地域と真摯に、かつ、丁

このように、JR旅客各社が、地域と真摯に、かつ、丁

者に支払う線路使用料について、通常JR旅客会社に支払う額に上乗せして支払うものとしております。

「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」に基づき、ワンマン運転の実施にあたっては、乗降時の旅客の安全及び異常時の旅客の避難誘導に支障を及ぼすことがないことなどの取扱いを定め、安全を確保するよう鉄道事業者を指導しています。

このため、利用者が無人駅を安全、円滑に利用することができるよう、鉄道事業者に求められる具体的取組について本年7月にガイドラインを作成したところで

す。鉄道事業者においては、ガイドラインの内容を最大限尊重して対応していただきたいと考えております。

「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」に基づき、ワンマン運転の実施にあたっては、乗降時の旅客の安全及び異常時の旅客の避難誘導に支障を及ぼすことがないことなどの取扱いを定め、安全を確保するよう鉄道事業者を指導しています。

このように、JR旅客各社が、地域と真摯に、かつ、丁

このように、JR旅客各社が、地域と真摯に、かつ、丁

このように、JR旅客各社が、地域と真摯に、かつ、丁

このように、JR旅客各社が、地域と真摯に、かつ、丁

本国憲法下において、大規模自然災害と同一視して鉄道貨物を『国防力』の一環と位置付けることに憂慮する声もあります。検討会の中間とりまとめを受け、国交省として自衛隊の鉄道輸送に関する今後の議論の進め方については国論を二分することなく広く国民に理解される慎重な取り扱いをはかつていただくこと。

### 【国交省回答⑥】

本年7月に提言された「今後の鉄道物流の在り方に関する検討会」の中間とりまとめにおいて、JR貨物は公共インフラとして、水素等の新エネルギー輸送、自衛隊の物資輸送といった、新たな社会的要請に対応することが重要と

の方向性が示されました。このうち、自衛隊の物資輸送については、関係者による定期的な意見交換や輸送シミュレーションの実施等により、平時から備えを進めることが重要と提言されたところで

す。また、JR貨物が10月に公表した、本提言に対するKGI/KPIの設定（2025年度目標）においても、「自衛隊との定期的な意見交換の実施」がKPIとして設定されております。

国土交通省としては、先ずは関係者間において情報共有や意見交換を実施し、鉄道による自衛隊の物資輸送について、その取り組みが広く国民に理解されるよう、引き続き必要な助言等を行ってまいります。

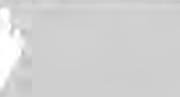


## がん保険にできることを、 もっと。

NEW

**「生きる」を創る  
がん保険**

WINGS



**No.1**

アフラック  
がん保険・がん医療  
保険契約件数

※10年連続・インセンティブ生命保険統計

**1**

幅広い保障で  
経済的負担をサポート

治療前の検査から治療後の外見ケアまで  
幅広い保障でしっかり備えることができます。

**2**

付帯サービス<アフラックのよりそうがん相談サポート>※1>  
「2023年1月23日サービス提供開始予定」  
アフラックのよりそうがん相談サポーターが  
さまざまな悩みの解決をサポート

「がんかもしれない」と思ったときから  
専門知識を持つ相談員が親身にお応えします。

※1> アフラックのよりそうがん相談サポートはHatch Healthcare株式会社またはHatch Healthcare株式会社の提携先が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保険内容ではありません。  
サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ(<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html>)をご確認ください。

(募集代理店) (アフラックは代理店制度を採用していません)

**アベニール株式会社**

〒105-0004 東京都港区新橋5-15-5  
交通ビル3階  
TEL.03-3437-6310 FAX.03-3437-6822

(引受保険会社)

AFグループ 2022-0277 2210030 7/11/13

「生きる」を創る。

**アフラック**  
東京町二法人営業部  
東京都千代田区丸の内1-6-1  
丸の内センタービル19F  
TEL.03-6585-9829 FAX.03-3218-3885

## 生きるためのがん保険Days1 WINGS

| 精密検査            |            | 保険期間 |               |
|-----------------|------------|------|---------------|
| 要精検後精密検査給付金(※2) | 検診ごとに1年に1回 | 2万円  | (※4)<br>10年満期 |

| 診断          |                           | 検身(※5) |  |
|-------------|---------------------------|--------|--|
| 診断給付金       | 一時金として がん 50万円 上皮内新生物 5万円 |        |  |
| 特定診断給付金(※3) | 一時金として がん 50万円            |        |  |
| 複数診断給付金     | 1回につき がん 50万円 上皮内新生物 5万円  |        |  |

| 入院    |               | 入院給付金 |  |
|-------|---------------|-------|--|
| 入院給付金 | 1日につき 10,000円 |       |  |

| 通院    |               | 通院給付金 |  |
|-------|---------------|-------|--|
| 通院給付金 | 1日につき 10,000円 |       |  |

| 治療                     |             | 治療給付金           |  |
|------------------------|-------------|-----------------|--|
| 治療給付金                  | 受けた月ごと 10万円 | ホルモン治療のみの場合 5万円 |  |
| 特定保険外診療給付金(※3)(※6)     | 受けた月ごと 50万円 |                 |  |
| がんゲノムプロファイリング検査給付金(※3) | 受けた月ごと 10万円 |                 |  |

| 先進医療・患者申出療養          |                       | 先進医療・患者申出療養 |  |
|----------------------|-----------------------|-------------|--|
| がん先進医療・患者申出療養一時金(※3) | 自己負担額と同額(通算2,000万円まで) |             |  |
| がん先進医療・患者申出療養一時金(※3) | 一時金として1年に1回 15万円      |             |  |

さらにニーズに合わせて特約を付加して、保障を強化

がん・臓器の手術全半分の切額補
頭頸の脱毛症状

| 外見ケア        |                        | 外見ケア給付金(※3) |  |
|-------------|------------------------|-------------|--|
| 外見ケア給付金(※3) | ①各1回ずつ 20万円 ②1回限り 10万円 |             |  |

特定保険料払込免除(※3)

免状事由に該当したとき以後の保険料はいただきません(保障は継続します)。

※2) 所定のがんの検診を受診し、医師の要精検検査の判定により精密検査を受けたときにお支払いします。  
 ※3) 上皮内新生物は、保障の対象外です。  
 ※4) 所定の年齢まで10年ごとに更新があります。  
 ※5) 治療給付金(がん治療保障特約)は、保険期間10年をお支払いいただくこともできます。  
 ※6) がん診療連携拠点病院等において、公的医療保険制度の対象とならない所定の手術・放射線治療・がんゲノム検査を受けたときにお支払いします。

●保障の開始まで3か月の待ち期間(保障されない期間)があります。団体取組の待ち期間については「注意喚起情報」をご確認ください。  
 ●「患者申出療養」は、厚生労働省が定める医療技術です。これらは医療技術ごとに適応症(対象となる状態・症状など)および実施する医療機関が設定されています。また、医療技術・適応症・実施する医療機関は随時更新されます。●保険期間が10年満期の給付金については更新があり、更新後の保険料は更新後の高年給・保険料率によって決まります。●ご希望により、記載以外の給付金の設定ができます。●通電(総額)後は個別料率の保険料に変更となります。

●商品の詳細は「1」/フリット「契約概要」などをご確認ください。

契約年齢:0歳~満85歳まで  
(要精検後精密検査給付金は満20歳~満85歳まで)

保険料例(団体取組/月払)

左記プランの場合<外見ケア特約>を特定保険料払込免除特約に付き、解約払戻金なしタイプ・定期タイプ・保険料払込期間・終身・要精検後精密検査給付金・がんゲノムプロファイリング検査給付金・がん先進医療・患者申出療養一時金・がん先進医療・患者申出療養一時金><外見ケア給付金>は10年更新

| 契約日の満年齢 | 男性      | 女性     |
|---------|---------|--------|
| 20歳     | 2,833円  | 3,133円 |
| 30歳     | 3,904円  | 4,255円 |
| 40歳     | 5,702円  | 5,883円 |
| 50歳     | 8,663円  | 7,112円 |
| 60歳     | 13,644円 | 8,595円 |

2022年8月22日現在